## 【エクアドル経済:2016年4月】

## 1 コカ・コード・シンクレア水力発電所の部分的な運転開始

- (1) 4月13日,国内最大の水力発電所となるコカ・コード・シンクレア水力発電所(発電能力1,500Mw)が,部分的に運転を開始したと報じているところ,概要以下のとおり。なお,「コ」水力発電所は、コレア政権が、化石燃料エネルギーから再生可能エネルギーへのエネルギー・マトリックス変換を目指して推進する象徴的プロジェクト。
- (2)「コ」水力発電所は、完成時には8つとなるタービンのうち4つを稼動し、発電量260Mwで運転を開始した。4つのタービンでの発電能力は最大で750Mwであり、今後段階的に引き上げる予定。なお、残る4つのタービンは現在建設中。「コ」水力発電所は、キトからラゴ・アグリオ(アマゾン地域)へ向かって190km地点に位置し、総工費19.79億ドルをかけたプロジェクトであり、中国のSinohydro社が建設を請け負っている。
- (3) 運転開始式典には、グラス副大統領及び複数の閣僚らが出席し、グラス副大統領は、現在建設中のタービン4つも、7月には稼動する見通しであると述べ、発電能力最大限で運転すれば、年間で3億ドルの節約になると強調した。
- (4) アルボルノス電力・再生可能エネルギー大臣は、Sinohydro社との契約について、「コ」水力発電所が完成した時点で、工期やその他の事項について契約内容と照らし合わせて検討し、違反事項がある場合には、Sinohydro社がエクアドル政府に対し罰金を支払うことになると説明した。

## 2 中国からの借款

- (1)4月18日,エレラ財務大臣は,在エクアドル中国大使館において,中国開発銀行からの20億ドルの新たな借款契約に署名した。
- (2) 右借款は、2種類に分かれており、1種類目は、使用目的が指定されていない15億ドルで、返済期間は2年の据置期間を含む8年間、金利は7、25%。なお、4月25日~29日にも全額がディスバースされる見通し。
- (3) 2種類目は、5億ドルの人民元建て借款であり、返済期間は2年の据置期間を含む8年間、金利は6、8717%。使用目的は、投資プロジェクトに限定されており、同プロジェクトの進行状況に応じて段階的にディスバースされる。
- (4)なお、エクアドルは2010年以降に中国開発銀行から合計50億ドルを借り入れているほか、2016年に1月1日から2月末までの間にも、Industrial and Commercial Bank, The Export-Import Bank of China, International Bank for Reconstruction and Development及び米州開発銀行から合計13,62億ドルを借り入れている。
- (4) エクアドルの経済有識者らは、エクアドルは政府は本年、これまでの債務及び金利の支払いとして、それぞれ20億ドル及び5億ドルを必要としていると述べ、今回の借款の一部も、債務の支払いに充てられるだろうと説明した。また、今回の借款の20億ドルという

額は、エクアドルが必要としている資金全体のほんの一部にすぎないと指摘し、エクアドル政府が、本格的な財政緊縮をすることなく、高い金利で原油という資源を担保に公的債務を膨らますことは、国の将来に深刻な影響を及ぼすであろうと述べた。

## 3 公共財政均衡基本法の発効

- (1)公共財政均衡基本法が、4月26日国会で可決され、4月29日に官報へ掲載され発効した。主な内容は以下のとおり。
- (2)以下の物品について、特別消費税 (Impuesto al Consumo Especial, ICE) を以下のとおりとする。
- ア 税率が引き上げられた品目
- ●タバコ(一本当たり):0.1310ドルから0.16ドルへ引き上げる。
- イ 課税方法が変更となった品目
- 酒類は一律にアルコール分1 L 当たりに対し6.2 ドル及び従価税75%であったが、以下のとおり変更する。(従価税率には変更なし)
- ●酒類(大規模生産のビールを除き、小規模生産のビールを含む):7.24ドル(アルコール分1L当たり)及び従価税75%
- ●ビール(小規模生産のビールを除く): 12ドル(アルコール分1L当たり)及び従価税75%
- ウ 新たに課税対象となった品目
- ●砂糖入り清涼飲料水(1L当たりの砂糖量が25g以下のもの):従価税10%
- ●砂糖入り清涼飲料水(1 L 当たりの砂糖量が25gを超えるもの): O. 18ドル(砂糖100g当たり)
- ●法人用電話サービス(固定及び携帯):従価税15%
- (3)自動車は特別消費税の対象であるが、2016年12月末までに、3万ドル以下の新車(現地組立車及び完成車、但し、2016年4月25日時点で在庫としてエクアドル国内に保管されていた車両のみ)を購入する場合は、特別消費税を最大5%引き下げる。
  - (4) 電子通貨による支払いについて、付加価値税12%の内2%が還付される。
- エ デビットカード及びクレジットカードによる国内での支払いについて、付加価値税 1 2 %の内 1 %が還付される。
- (5)海外へ免税で持ち出すことができる現金の額を、11、170ドルから1、098ドル(最低賃金の3ヶ月分)に引き下げる。
- (6)デビットカード及びクレジットカードによる海外への支払い及び海外からの現金引き出しは、年間5,000ドルまで免税とする。
  - (7) 法人税の滞納について、罰金・追徴金の免除期間を延長する。
- (8) 2016年の中央政府から地方自治体への予算の交付については、被災地向けは変更されないが、その他の自治体については、中央政府の財政に応じて柔軟に決定することがきるようになる。
  - (9)金属鉱物の商取引をする企業への法人税を新たに設定する(税率は最大で10%)。

(10)4月16日に発生した地震の被災者への支援物資として輸入及び生産された物品は、付加価値税の対象外となる。